

## 西海市教育委員会（令和2年第7回定例会）会議録

期 日：令和2年8月27日（木） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文、教育総務課長 田口 春樹

学校教育課長 楠本 正信、社会教育課長 岩永 勝彦

教育総務課 課長補佐 森下 直也、浦辺 収

学校教育課 参事 梅木澤 泰江

社会教育課 課長補佐 堤 猛、篠原 真樹

書記 林 大樹

傍聴者：なし

### 1. 開会

○教育長

ただいまから、第7回定例教育委員会を開会いたします。

### 2. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

### 3. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

### 4. 教育長諸報告

○教育長

第1回西海市総合教育会議

西海市結核対策委員会

第2回西海市教科書採択協議会

第5回大崎地区審議会

第4回部長会

中堅教諭等資質向上研修第1回地区研修会

学力向上推進会議

大崎高校野球部優勝報告

千燈籠祭  
県立学校改革推進室来庁  
就学支援委員会  
学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会  
療育の会との面談  
図書館協議会  
大瀬戸地区小学校のあり方を考える懇談会  
第5回部長会

## 5. 議事

日程第1「議案第49号 令和3年度使用中学校教科書の採択について」

### ○教育長

日程第1「議案第49号 令和3年度使用中学校教科書の採択について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

### ○教育次長

(議案朗読)

2ページが採択案になります。国語については三省堂、書写については光村図書、社会(地理・歴史・公民)については東京書籍、地図については帝国書院、数学については東京書籍、理科については大日本図書、音楽については教育芸術社、美術については日本文教出版、保健体育については東京書籍、技術・家庭については東京書籍、英語については東京書籍、特別の教科 道徳については日本文教出版となります。学校教育課から補足の説明をさせていただきたいと思っております。

### ○学校教育課長

説明を加えさせていただきます。

まず、本年5月に予定されていた第1回西海市教科書採択協議会については、新型コロナウイルス感染症対策のため書面審議にて実施いたしました。2回目の西海市教科書採択協議会が7月30日に行われ、その結果がこの採択案としてお示しをしているものでございます。

これまでの流れを少し説明いたしますと、6月から7月までの間に調査委員会・選定委員会を行っています。調査委員会・選定委員会ともに10教科の教科書採択に向けて、調査委員会を27回、選定委員会を29回開催し、採択案となっているところでございます。7月30日の第2回教科書採択協議会で、この選定結果を報告した上で、この案となっています。

また、各学校での教科書閲覧を6月3日から6月17日までの期間で行い、委員以外の意見を寄せていただいております。加えて、保護者や市民に対しては、7月1日から7月29日までの期間、教育委員会に見本本を展示し、意見をいただくようにしました。7月30日の教科書採択協議会では、今申し上げました選定委員会の報告、寄せられた教員や市民の意見をもとに慎重に審議をしております。

採択理由のポイントとなるところだけ読み上げたいと思っております。お手元の資料をご覧ください。国語では③のグループディスカッションの單元において、観察者という役割を設

けております。対話的というところが工夫されているということで、賛同の意見を多くいただきました。書写につきましては、学習の進め方を示している点が他とは違うところです。社会（地理）ですけれども、これは地勢に基づく記述が充実しています。地理に関する視点から、社会情勢との関係を詳しく書いているということがポイントになっていました。社会（歴史）につきましては、②のところで「みんなでチャレンジ」で話し合い活動を促す場を設けるというところが、特に、他の教科書とは違うということで話題になっていました。社会（公民）につきましては、④でございます。導入資料と学習課題、本市が特に大事にしている「めあて」を立て、自分の課題を大事にするということとも関連することが話題になっていました。地図は①の西海市の全域が表示されているということです。他社の分は西海市がページからかけておりまして、全域が示されていないということがございました。数学は、実社会とつながる題材を用いているということです。先ほど教育長が申されました活用が大事だという佐藤先生からの助言をいただいたことにも関連して、活用につながる教科書の内容があるということが採択された大きな理由です。理科は日常生活や現代的な諸課題との関連を図る資料が各単元にあり、他の教科書より充実しています。音楽はアルトリコーダー、ソプラノリコーダーどちらも対応できるような選曲が特に充実しており、学校の実態に応じて授業ができるということが意見として出されています。美術は3年間の学びを見通せるということ、それから、生徒が主体的に取り組むというポイントが他の教科書よりも良くできているという意見が出ていました。保健体育については、保健体育科の改定の要点の1つであるストレス対処、心肺蘇生について詳しく記載されているということをおっしゃっていただきました。技術・家庭の技術分野ではアクティブラーニングの進め方の手法が具体的に示されているということ。これは技術・家庭に限らず他の教科にも活きるため、とても良いのではないかという意見がありました。家庭分野のほうです。ガイダンスの内容が充実しているということ、問題解決的な学習方法ということで主体的な学びにつながるということがあります。英語は1年生の教科書が小学校の学習とのつながりが明記されているということ。小学校における外国語科の導入との関連が十分反映されているということがありました。それから、特別の教科 道徳でございます。これは前回、皆様も見ておられると思いますが、別冊の道徳ノートがあることで学びやすくなるということがございました。

概略ですけれども、ポイントとなるところをお伝えいたしました。もしよろしければ、採択案として上がっている教科書を並べておりますので、ご覧いただければと思います。以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第49号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

質問ではないのですが、感想を述べさせていただきます。説明の中でも随分触れられていたのですが、現在の教育課題の1つにコミュニケーション能力が挙げられるかなと思います。そういった状況の中、新型コロナウイルス感染症も重なって、色々心配な部分もあるのですが、各分野においてグループディスカッションですとか、アクティブラーニングといった、主体的な学びの場がたくさん設けられるようなイメージを想像できる場所がありましたので、良かったのかなと思います。もう1つ、QRコード等ですね。ビジュ

アルでも非常に分かりやすく捉えられると思います。見える化といいますか、そういったところもたくさんの工夫があるようで、学びの場が楽しくなりそうな感じも見受けられました。

○寺本委員

今、北島委員さんも触れましたけど、6ページの理科の⑥に出てくる二次元コードというのは具体的にどういう使い方になるのか教えてください。

○学校教育課長

まず、二次元コードといいましても3種類くらいあります。その中の1つがいわゆるQRコードでして、教科書にQRコードがありまして、それを読み込むと、例えば地質だとか小分類をされているより詳しいページに行きまして、視覚的に見本みたいなものを子どもたちが改めて見ることができます。

○寺本委員

一人一台端末との関わりもあって、子どもたちにも興味深く使っていただけるかなと思いました。

それからもう1点あります。毎回お尋ねしているのですが、調査委員会から採択協議会に行くに当たって採択内容が変わったものがあるのかどうか、もし変わっていたらどういう指摘があって変わったのか教えてください。

○学校教育課長

お答えします。今回採択協議会では、基本的に選定委員会が示した内容で採択されています。特に変更はありませんでした。

○教育長

ここで休憩をとって教科書を見ていただきたいと思います。

(休憩 10分間)

○教育長

それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第49号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第49号 令和3年度使用中学校教科書の採択について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第50号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市教育振興基金条例の一部を改正する条例の制定について）」

○教育長

日程第2「議案第50号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市教育振興基金条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

2ページが議案の改正案になります。3ページの新旧対照表で変更部分を説明させていただきたいと思っております。まず第2条で（3）の部分が追加ということになっております。「国の公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続に伴い定められた額」を追加しております。それから、第6条の「処分するものとする」という表現を「処分することができる」という表現に変更しております。それから同条第2項に「前項の規定にかかわらず、第2条第3号の規定により基金に繰り入れられた額及びその運用から生じた収益については、学校教育施設整備の財源に充てる場合に限り、処分することができる。」という項を追加しております。変更点は以上です。

次に4ページの改正のポイントです。ポイント1の改正の主な内容というところがございますけれども、国庫補助処分制限期間内の廃校施設等を有償貸与する際、文部科学大臣の財産処分承認において、国庫納付金相当額以上を学校施設整備費に充てるための基金として積み立てるとの条件が示されましたので、所要の改正を行うということです。簡潔に申しますと、まだ処分期限が来てないところを有償貸与する際には、残った部分を基金として積み立てて、今後の学校の改修等に使うような基金に充てるということであれば、補助金の返納等は免除します。というような内容です。ポイント3で今回から対象となることを挙げますと、旧白似田小学校の校舎でございます。これはポイント4で処分年限が60年で、経過年数が42年でございますが、ポイント5のところに書いてあるとおり、株式会社アグリ未来長崎へ有償貸与しておりましたので、そういった対応をしたということになります。事業者決定までの経緯等は記載しておりますけれども、途中で変更になっております。令和2年2月1日から令和21年3月31日まで有償貸与ということで契約を結んでおりました。しかし、その後市判断として、4月1日からは無償貸与ということになりました。市の方針といいますか、企業の振興を図るという目的で、市長判断というところもありまして、無償貸与をしようということになりましたので、令和2年2月1日から令和2年3月31日までの分を基金として積み立てるという変更になっております。次の6ページに、相当額の算出等について記載しております。当初、この中段部分の計算式にあるとおり、8,267,069円以上の基金を積み立てる予定でしたが、契約期間が変わりまして、結果的に76,965円以上を積み立てるということになりました。今回こういった整理をしておけば、今後同じような事例が発生した場合に、条例の変更をせずに活用できるということもありまして、少額であります。こういった整理をさせていただいたという経緯でございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第50号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第50号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第50号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市教育振興基金条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第51号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（財産の取得について）」

○教育長

日程第3「議案第51号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（財産の取得について）」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

取得する財産は学習用コンピューターですね。合計で2,114台ということになります。取得予定価格として92,550,920円ということで取得の相手方としましては、扇精光ソリューションズ株式会社になります。仕様書は3ページに関係資料としてつけております。要点のみ説明いたしますが、モバイルノート型でタッチパネル対応、キーボードも添付できるということになっております。

4ページに関係資料2として、購入に至るまでの経緯を簡潔に記載しております。少しだけ説明をいたしますが、令和元年の12月に文部科学省から標準仕様書が提示されました。この中には方針として、都道府県単位等複数自治体での共同調達が推進されております。そういったことを受けまして、令和2年2月から4月にかけて、長崎県としての推奨モデル仕様書が確定されました。西海市もこの方針に乗ったというところでございまして、令和2年5月から7月にかけて、長崎県推奨モデル仕様書を基に、長崎県市町村行政振興協議会で共同調達に係る一般競争入札を実施しまして、扇精光さんに決まったというところですので。落札業者とそれぞれの自治体が独自に随意契約を結ぶという流れになっております。そういった形で共同調達での購入ということで、議案として上げさせていただいております。説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第51号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

共同で購入されるということで、随分安くなるのかなと思いました。OSはWindows等が一般的に知られていますが、Google社のOSがなぜ選ばれたのか、汎用性があるのか心配です。理由があれば教えてください。

○教育総務課長

基本的に、1人1台端末に向けたところでの数の選定については、まず国が、4ページに記載の3社ですね、Microsoft社、Google社、Apple社を示しております。県としてどのようなOSにするのかということで、統一した標準仕様書を作る中で、最終的にGoogle社のChrome OS端末を選定したところです。通常のタブレットやパソコンにはいろんなソフトを入れるような形になるのですが、学習用コンピューターとして限定されたものになることを考えると、やはりChrome OS端末が最も適している等の意見が各市町から出ております。ただ、Microsoft社の端末等を導入をしている自治体もありますので、委員がおっしゃるような汎用性等の観点から、そういったOSを採用しているのかなというふうに推測されるところです。今回の共同調達に参加をしました12団体については、事前に各社の具体的な学習用コンピューターとしての適性等ですね、そういったところを総合的に判断して、Google社のChrome OS端末を採用したというふうな形になっております。この1人1台端末については、子どもたちが使用するというので、やはり故障等も想定されるところです。この端末については、故障しにくいということも採用の1つの要件ではあったのではないかなと考えているところです。以上が選定までの経緯になっております。

○北島委員

教育現場への今後の納入ですとか導入予定について、分かっていたら教えてください。

○教育総務課長

今回仮契約をした内容になりますが、8月25日に仮契約をして、9月の末頃になりますが、議会の議決を受けた日が契約日になります。納入期限につきましては、今年の12月28日です。学校が開いている期間に納品していただくということで考えております。機器自体はそれまでに入る予定ですが、別の事業として進めております校内LAN整備をしないと1人1台端末は学校現場で使用できませんので、そちらの整備も引続き行うという形で考えています。

指導する教員のための操作方法の研修等についても、学校教育課の方で技術者を各学校に派遣して、研修をする機会を持ちたいと考えております。

研修期間については、端末の各学校への導入が進んでからということになるのですが、年が明けて1月から3月頃になろうかと思えます。本格的な運用につきましては、来年度からということで、今、それぞれの事業を行っているところです。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第51号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第51号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(財

産の取得について) 」は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第52号 西海市教育・文化・スポーツ功労表彰に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第4「議案第52号 西海市教育・文化・スポーツ功労表彰に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

変更点につきましては、7ページからの新旧対照表でご説明したいと思います。第2条の(2)から(4)ですが、「及び」を「又は」という表現に変えております。それから新の第2条第2項から第4項は、旧の第10条を移行したというところです。

次に、第3条のところで、「行う」の前に「、表彰状、記念品等を授与して」を加え、第4条は削除としております。

表彰の時期についてですが、毎年2月から1月へ変更しております。

表彰選考委員会の名称を、西海市表彰選考委員会から西海市教育・文化・スポーツ功労表彰選考委員会に変えております。

第10条で表彰の基準を記載しておりましたが、第2条に盛り込んだため削除というとしております。

10ページからは別表の修正になります。別表(第10条関係)を別表(第2条関係)とし、教育・文化・スポーツ功労表彰選考基準の部分を削除しております。表の中身ですけれども、第1号該当のところで、教育委員の職についての部分を基準欄から外し、表彰の種類に新しい項目として記載しました。

学校教育功労については、番号をつけて分かり易くしたというところです。社会教育功労も同様です。

文化功労とスポーツ功労については番号をつけて、句点を削除しております。

第7号該当の表彰の種類は空欄となっておりましたが、ここを「その他」として整理しております。

様式については、第6条関係を第5条関係に変更しております。

12ページに入りまして、調書の中で変更点がございまして、第11条関係を第9条関係に変更しました。種目を区分と改め、推薦順位を削除し、表彰の種類と選考基準を追加しております。職業欄に学校名を入れて分かり易くなるようにしております。以上で新旧対照表の説明は終わります。

13ページは改正のポイントです。これまで西海市表彰と、教育委員会表彰が同時期でした。西海市の表彰の基準には、教育委員会の表彰を受けた者という基準があります。例えば高校3年生が教育委員会の表彰を受けたとします。そうすると同年度に市の表彰を受けられず、次年度に西海市の表彰に該当するということで、時期がずれるところもありました。そこで、今回、教育委員会の表彰時期を1か月早めることで、市の表彰も同年度にできるというように変えたというところがございます。説明としては以上でございます。

○教育長



ただいま、議案第52号の説明がありました、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第52号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第52号 西海市教育・文化・スポーツ功労表彰に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第53号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第4号)」

○教育長

日程第5「議案第53号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第4号)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページ、3ページが総括表になります。今回の補正予算に関連する部分をご説明いたします。1項教育総務費の2目事務局費で311千円の減額です。教育振興基金積立金の増額を77千円しておりますが、職員給与費等(教育総務課)の減額がありますので、全体としては311千円の減額ということになっております。

2項小学校費の2目教育振興費でございますが、210千円の増額です。これは、事務局小学校教育振興費の増額でございます。図書購入費として寄附を受けたものになります。3目学校建設費で71,369千円の増です。小中学校校舎空調設備整備事業(小学校分)の計上でございます。これは今年度、音楽教室等に空調設備をつけるものです。

それから3項中学校費の2目教育振興費で105千円の増額です。これも先ほど申し上げましたとおり、中学校の図書購入費としての寄附でございます。それから、3目学校建設費で44,006千円の増額になっております。内容は小中学校校舎空調設備整備事業(中学校分)でございます。それから5項社会教育費の1目社会教育総務費ですが、これは給与調整で1,546千円の減額ということです。

合計して113,833千円の補正額ということになっております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第53号の説明がありました、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第53号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第53号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第4号)」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

## 6. その他

各課報告(資料により報告)

次回の定例教育委員会：9月24日(木)午前9時30分～

(日程変更：10月1日(木)午前9時～)

## 7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。(午前11時閉会)